

平成 26 年度第 1 回 河川審議会

平成 26 年 6 月 2 日 (月)

パレス神戸 2 階 大会議室

(午前 9 時 57 分 開会)

○片岡総合治水課副課長 定刻より 3 分ほど早いですが、ただいまから平成 26 年度第 1 回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行をさせていただきます事務局の片岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前にお手元の資料の確認を資料一覧よりさせていただきます。まず次第です、それから委員名簿・配席図でございます。それから河川審議会条例等の関係法令の資料でございます。それから青のフラットファイルについておりますけれども、塩屋川水系河川整備基本方針(案)答申、1-1 から 1-5 及び 1-7 でございます。それから別とじで同じく塩屋川の関係 1-6 を別とじにしております。それから本庄川水系河川整備基本方針(案)答申、これは黄色のフラットファイルでございます。2-1 から 2-5 及び 2-7 をつづっております。それから別とじで 2-6 がとじております。それからダブルクリップどめで二級河川の指定(志筑川)諮問関連でございます。それから最後にその他資料といたしまして、県内二級河川の概要でございます。

資料といたしましては以上でございます。よろしいでしょうか。ない方は挙手をいただきましたら。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして本日の審議会でございますけれども、成立の関係でございます。本審議会の委員につきましては、全員で 16 名となっております。本日は代理出席を含め、13 名の委員の皆様にご出席をいただいております。兵庫

県河川審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立していることをここに御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により、会議を進めさせていただきます。

初めに、兵庫県県土整備部土木局長の糟谷から御挨拶を申し上げます。

○糟谷県土整備部土木局長            皆さんおはようございます。土木局長の糟谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日は本当にお忙しい中、兵庫県河川審議会のほうに御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また昨今、本当に暑い日が続いております。暑い中来ていただきました。ことしもこういう天気、またこの夏が若干心配なところもございます。そのような中、まず昨年なんですけれども、日本各地で非常に大きな災害がございました。特に9月の台風18号、これでは京都を中心に近畿地方で大きな災害がございました。約7,000戸の浸水被害が発生したというような状況でございました。また10月の台風26号では、皆さん記憶に残っております伊豆大島で大きな土砂災害が発生したところでございます。兵庫県におきましても同じく災害が発生いたしました。特に先ほどお話が出ました台風18号、京都で大きな災害がありましたが兵庫県でも北播磨ですとか丹波地域で災害が発生いたしました。さらに8月から9月にかけての秋雨前線では、連続して災害があり阪神南部とか播磨でも災害があるというような状況です。ただ、幸いにして非常に甚大というふうな被害までには至らなかったというふうな状況でございます。ただ、このような災害が頻発しておる中で、我々はこれまで以上に備えを十分にしていかなければならないというふうに改めて感じておるところでございます。

このため、兵庫県におきましては平成24年度に総合治水条例を制定したところでございますけれども、本年度、その条例に基づいての推進計画を全県で策定する予定になっております。これをまずきっちりと整えていきたいというふうに考

えており、その推進計画をもとに県が率先して対策をうちながら市町の皆様、県民の皆様とともにこの総合治水対策を進めていきたいというふうに考えております。

その中で、三つの流す河川対策、それから流域対策、それから減災対策とあるわけですがけれども、河川対策につきましては実は昨日、円山川水系の与布土ダムの竣工式を迎えまして、一つ大きな河川対策が進みました。また、きょうの議題にも挙がっておりますけれども、平成16年の災害の後に進めておりました志筑川の放水路、こういったものも今月完成をみるというふうな状況になってきております。千種川のほうでも着実に河川対策等は進めております。また、こういった河川整備にあわせて水田貯留ですとかそれから先日、高校の校庭を使った校庭貯留、こういったものも流域対策として進めているところでございます。

それから、インターネット等でいろんな情報を県としても発信しているわけですがけれども、河川の洪水浸水想定区域図、これにつきましては県下の全ての河川で定めておまして、それをインターネットで発信していく、そういった減災対策についても進めているところでございます。

さて、本日の審議会ですけれども、きょうは前回諮問いたしました塩屋川、本庄川の河川整備基本方針の答申と今回新たに諮問いたします志筑川放水路の二級河川の指定という2題になってございます。これらの河川につきましては、先月12日に委員の皆様方に現地を調査していただいたというところでございます。このうち塩屋川と本庄川につきましては、南淡路島の南端を隣接して流れている河川でございまして、ともに鳴門海峡に注ぐ二級河川ということになっております。

近年、洪水による被害というのはほとんど発生していないんですけども、この河川では南海トラフ巨大地震に伴う津波被害が懸念されているところでございまして、県のほうで昨年度末に決めました「津波防災インフラ整備5箇年計画」、この中で七つの重点地域を定めておりますけれども、そのうちの一つとして位置づ

けて今後取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

それから、もう一つの志筑川の放水路ですけれども、先ほど少し触れましたが平成16年に非常に甚大な被害が市街地の中で起こりました。この災害を契機に市街地での拡幅は難しいということで、上流の部分で志筑川から分岐して市街地を迂回するように放水路で洪水を流す、隣接します宝珠川のほうに合流させるというふうな計画で進めてきたところでございます。この放水路の完成によりまして、この志筑川の下流地域におきます治水の安全性が格段に向上するものと期待しておるところでございます。

本日この2件を用意しておりますけれども、御活発な議論をお願いしたいと思います。

簡単ですけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長           本日、御出席をしていただいております委員の皆様をここで御紹介させていただきます。

お手元の名簿をごらんいただきたいと思います。

まず、法政大学教授、道奥康治委員でございます。

○道奥委員           道奥でございます、よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長           今回新たに御就任いただきました、京都大学大学院教授、立川康人委員でございます。

○立川委員           立川でございます、きょうから参加させていただきます。洪水の予測とか水の循環等を専門にしております。どうぞよろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長           元株式会社ラジオ関西報道制作部長、吉田秀子委員でございます。

○吉田委員           吉田です、よろしく申し上げます。

○片岡総合治水課副課長           今回新たに御就任いただきました、甲南大学教授、出

口晶子委員でございます。

- 出口委員 出口と申します、よろしくお願ひいたします。
  - 片岡総合治水課副課長 兵庫県立大学客員准教授、浅見佳世委員でございます。
  - 浅見委員 浅見でございます、よろしくお願ひいたします。
  - 片岡総合治水課副課長 兵庫県議会議員、藤本百男委員でございます。
  - 藤本委員 おはようございます、よろしくお願ひいたします。
  - 片岡総合治水課副課長 兵庫県議会議員、上野英一委員でございます。
  - 上野委員 上野です、よろしくお願ひします。
  - 片岡総合治水課副課長 兵庫県町村会会長で神河町長でございます、山名宗悟委員でございます。
  - 山名委員 おはようございます。町村会長ではございませんので、町村会代表ということで山名宗悟です、よろしくお願ひいたします。
  - 片岡総合治水課副課長 どうも失礼いたしました。
- 続きまして、今回新たに御就任いただきました兵庫県土地改良事業団体連合会常務理事、梶村弘高委員でございます。
- 梶村委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
  - 片岡総合治水課副課長 今回新たに御就任いただきました関西電力株式会社総務室長、藤田和久委員の代理の金谷様でございます。
  - 金谷様 金谷です、よろしくお願ひします。
  - 片岡総合治水課副課長 今回新たに御就任いただきました近畿経済産業局産業部長、須山稔委員の代理の二目様でございます。
  - 二目様 工業用水を担当しております関係で、代理でこちらに来させていただきました、二目です。よろしくお願ひいたします。
  - 片岡総合治水課副課長 今回新たに御就任いただきました近畿農政局農村計画部長、茂木重信委員の代理の田中様でございます。

○田中様 田中です、よろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 近畿地方整備局河川部長、小俣篤委員の代理の藤村様  
でございます。

○藤村様 藤村です、よろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 以上13名でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶を申し上げました、土木局長の糟谷でございます。

○糟谷県土整備部土木局長 糟谷でございます、よろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 総合治水課長の服部でございます。

○服部総合治水課長 服部でございます。きょうはよろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 河川整備課長の岩崎でございます。

○岩崎整備課長 岩崎と申します、よろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 武庫川総合治水室長の高谷でございます。

○高谷武庫川総合治水室長 高谷です、よろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 洲本土木事務所の林でございます。

○林洲本土木事務所長 林です、よろしくお願いいたします。

○片岡総合治水課副課長 なお、糟谷局長、岩崎課長につきましては、所用のため本日は議事に入る前に退席させていただきますので、御了承ください。

続きまして、会長の選出でございます。井上前会長が昨年度をもって御勇退されたことに伴い、当審議会の新たな会長を選出することとなりますが、兵庫県河川審議会条例第6条第2項には「会長は、委員の互選により定める」と規定されております。どなたか会長の選出につきまして御意見はございますでしょうか。

それでは、吉田委員どうぞ。

○吉田委員 道奥委員が御適任かなというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○片岡総合治水課副課長            ありがとうございます。それでは、他に御意見はないでしょうか、大丈夫でしょうか。

それでは、皆様から道奥委員を会長に御推薦ということでお声があり、御異議なしとの声がありましたので、道奥委員に会長をお願いすることといたします。

道奥委員、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます前に、道奥会長から一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

○道奥会長            ただいま、河川審議会の会長に御指名をいただきました、道奥でございます、どうぞよろしく願いいたします。

長らく、河川審議会の委員をさせていただいておりますが、初めて寄せていただいたときの会長が芦田先生、それからその次の会長が村本先生、それから前会長の井上先生、3人の会長様のもとで委員をさせていただいて、足かけ10年近くこちらのほうに寄せていただいているかと思えます。その御縁もあって、今回会長を御指名いただいたのではないかというふうに思えます。歴代の会長の高い学識のところまではとても及びませんですけれども、微力のものでございますけれども委員の皆様、それから事務局の皆様の御支援をいただきまして、何とか会長という重責を務めてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それで、河川の整備、管理という問題、課題に関しましては、非常に昨今特にここ数年大きな変革、よくパラダイムシフトという言葉を使いますが、そういう考え方の違いがここ数年際立ってきているかと思えます。その背景には河川に限らず東北大震災のようなとても大きな、考えられないような規模の自然災害、それから昨今の豪雨災害、こういったものが頻発しているということがあるかと思えます。レベル1、レベル2という考え方は、大震災をきっかけにあらわれてきたとございますが、そのところは恐らく今までの自然災害というもので非常に規模

の大きなものが天災という言葉を使って、いわば人知を超えるので神棚の上に祭り上げて我々人間の手によってはちょっとかなわんというふうにギブアップをしていたような、そういう考えの時代があったかと思うんです。ただ、河川整備に関しましては、1997年か96年、河川法の改正をきっかけに工事实施基本計画から河川整備基本方針という、大きさを定める、計画の上限を定めるという、そういう概念がはっきりとあらわれてまいりました。工実時代は恐らく大きな洪水が実績でやってくるたびにその記録を塗りかえられますので、その期を最大に応じて計画を見直していたり、そういう時代でいわば天災ということを暗に認めていたような、そういう時代であったかと思いますが、はっきりと災害規模の上限を定めて、腹を据えて河川整備管理に当たると、そういう時代に入ってきたかと思えます。そういう考え方の大きな違いがありますので、どの規模の災害に対しても決してギブアップをしないという思想がここ数年特に強まってきているのではないかと思えます。

その考え方のあらわれの一つが兵庫県のほうで条例が定められました総合治水、そういう考え方だと思えます。考え方そのものは昭和50年来できておりますけれども、それをギブアップしないで何とか施策として、エクспリシットに考えていこうとそういう考え方になってきたかと思えます。その背景とそれから昨今の国土強靱化というのはそういうキーワードもございます。河川を取り巻く問題に関しましては、これから恐らく津波の河口付近は津波の問題もいろいろと県のほうで取り組まれていることだと思えますし、それからややもすれば治水という洪水災害対策、それから環境整備、そういったことの議論に重点が置かれざるべきでございましたですけれども、昨今は管理のほう、維持管理のほうが非常に重要な位置づけになっております。これは国の大きな施策にもなってございます。そういったときに、なかなか例えば河川を眺めますと直轄区間と二級区間で維持管理の水準のレベルの違いというようなものが非常に課題となっておるわけござい

ますが、県当局におかれましてもそういった管理水準の不陸に対しても限られた財政の中で非常に御尽力、努力をされていることかと思えます。

そういった意味でこの当審議会におきましても維持管理の問題についての議論がこれから大きくクローズアップされるのではないかというふうにも考えております。以上、いろいろと河川を取り巻く皆様に投げかける宿題が多うございますので、何とぞ御審議をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上、簡単ではございますが御挨拶にかえさせていただきます。

○片岡総合治水課副課長            どうも、ありがとうございました。

それでは途中ですけれども、ここで糟谷局長と岩崎課長におかれましては退席をさせていただきますと思えます。

○糟谷県土整備部土木局長           申しわけございません、よろしくお願ひします。

○片岡総合治水課副課長            それでは、次に議事に入らせていただきたいと思えます。会議の議事につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うこととなっております。

道奥会長、よろしくお願ひいたします。

○道奥会長            それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思えます。

その前に、何点かお諮りしたい事柄がございます。

まず、後日作成いたします本日の議事録の署名人を定めさせていただきますと思えます。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することとなっております。今回は浅見委員に議事録署名人をお願ひしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

○浅見委員            はい、わかりました。

○道奥会長            よろしくお願ひします。

それでは、次に審議会の公開についてでございますが、本日は傍聴人がいないと

いうふうにお伺いしております。兵庫県河川審議会運営要綱第6条第1項の規定に基づきまして、本審議会は原則公開となっておりますけれども、本日は傍聴の申し出がなかったということを御報告申し上げます。

それでは、恒例によりまして新たな委員の方は初めてでいらっしゃるでしょうけれども、恒例となっております県内二級河川の概要について参考資料に基づきまして事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○平井総合治水課計画班班長 失礼します。総合治水課計画課の平井と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元にございます参考資料の県内二級河川の概要でございます。開いていただきますと1ページ目、A3の図面に県内河川整備基本方針の審議状況を示しております。県内には一級河川が5水系、それから二級河川が92水系ございます。円山川、加古川など一級河川の河川整備基本方針につきましては国が策定することになっておりまして、全て策定済みとなっております。この兵庫県河川審議会御審議いただく県内二級河川の河川整備基本方針につきましては、平成9年の河川法の改正に伴い、方針を作成し始めました時点で事業実施中または事業着手予定でありました水系、それから社会基盤整備プログラム等の計画に位置づけられ、今後整備を予定している水系につきまして優先的に策定を進めてまいりました。

これまで、35水系につきまして御審議をいただき、答申を受けております。現在御審議いただきましたもののうち、33水系の基本方針が策定済みであり、残る2水系につきましては国土交通省の同意申請済み及び申請の準備を進めているところでございます。

この地図は既に審議いただきました35水系を黒色で示しておりまして、本日御答申をいただく予定としております淡路地域の34番塩屋川水系、35番本庄川水系につきましては、黄色で着色をしております。なお、黒の網かけにつきまし

ては一級河川の流域を示しております。

今回御審議いただく淡路地域の塩屋川につきましては、南あわじ市の南端に位置しております。鳴門海峡に注ぐ流域面積約12平方キロメートル、延長約5キロメートルの河川でございます。その塩屋川に隣接しております本庄川は、流域面積約14平方キロメートル、延長約8キロメートルの河川でございます。これらの河川では、津波の河川遡上によります浸水区域が大きいことから東日本大震災を踏まえ、本件の津波対策の全体像を取りまとめた「津波防災インフラ整備5箇年計画」では河口付近に水門を新たに整備し、河川の津波遡上を防御することとしております。これを早期に整備するため、河川整備基本方針を策定する必要があり、前回2月の審議会で諮問をさせていただきました。

その際に頂戴いたしました意見、またパブリックコメントなどを踏まえまして、今回修正案を作成しておりますのでよろしく御審議のうえ、答申をいただきたいと考えております。

なお、残る55水系につきましては、今後新たな事業着手の見込み、流域内人口、資産なども勘案しながら河川法の趣旨に鑑み、全ての水系で計画的に河川整備基本方針を策定していきたいと考えております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

これは、これまで審議いただきました35水系と御審議いただきます水系、合わせました37水系の計画諸元をまとめた一覧表でございます。灰色の着色は既に御答申をいただいたもの、太枠で囲まれているものが本日御審議いただく塩屋川、本庄川となっております。表の左側半分では、河川の流域面積や人口、資産、それから土地利用などを整理しております。右半分では河川整備基本方針における治水の計画規模、それから計画基準点、計画高水流量などを取りまとめております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

この図は県内の二級河川の基本高水比流量を示した図でございます。比流量とは、右下にある欄に示しておりますとおり、基準点の計画高水流量を基準点の集水面積で割ったものでございます。縦軸には計画高水比流量、横軸には集水面積を示しており、通常集水面積が大きくなるほど比流量が小さくなるという右肩下がりの幅を持った領域にプロットされます。この比流量図は河川整備基本方針に定めます基本高水流量が妥当な値であるかということ判断する目安として用いております。本日御審議いただく河川として34番の赤いプロット、赤い三角の塩屋川、それから35番の本庄川を示しております。

既に答申いただいております黒いプロットと比較しましてもこれらは右肩下がりの一定の領域に収まっており、おおむね妥当である値であるというふうに考えております。

最後に4ページ目をお願いいたします。

これは県内の河川の水質の状況図でございます。県内の主な河川におきましては環境基準といたしまして満足すべき水質の基準が定められております。環境基準が定めている河川について区間ごとに右上の凡例、基準値のとおりAA類型からE類型までの6段階で色分けをしております。また、図には水質調査地点ごとにBOD75%値の観測結果を四角囲みで右上の2段目の凡例、現況地に示しておりますとおり色分けをして表示をしております。ごらんいただきますとおり、近年は下水道の普及等に伴いまして県内ほとんどの地点で環境基準をほぼ満足できる状態となっており、水質の改善がなされていることがわかります。なお34番、35番の塩屋川、本庄川につきましては環境基準値は定められておりません。また、定期的な水質調査も行われておりません。

以上で、県内二級河川の概要の説明を終わらせていただきます。

○道奥会長            どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

管理者様の御尽力によりまして、随分たくさんの方々の河川の整備基本方針が定まって整備計画も進んでいるところでございます。

この比流量の図をいつもお見せいただきまして、県内の河川を対象にしますと割とまとまったプロットになっているのかなというふうに思いますが、これをまたほかの国の河川とかと比べると全然大きいんですよね、この比流量が。それに日本の河川というのは際立った特徴をもっているなというふうに思い知るわけでございます。よろしいでしょうか。

それでは、一応この図をいつも拝見させていただいて県の河川の外観を、アウトラインを理解した上で個別河川のきょうは三つの河川について、二つは答申でございますが御議論いただきたいと思っております。

それでは、議題のほうに入らせていただきます。

本日の審議事項は次第に記載のとおり3件でございます。1件目は塩屋川水系河川整備基本方針、2件目は本庄川水系河川整備基本方針についてでございます。この2件はことしの2月7日に行われました昨年度の第1回河川審議会において知事から諮問されたもので、本日皆様に御審議いただきまして、審議会から答申したいと思います。

それから、3件目は志筑川放水路の二級河川指定についてでございます。今回知事のほうから新たに諮問を受けるものでございます。

まず、塩屋川水系河川整備基本方針、本庄川水系河川整備基本方針についてでございますが、あらかじめ事務局からこれら2水系については隣接しておりまして、共通事項も多いと聞いております。したがって、これら2件はまとめて御説明いただきまして、一括審議という方法で進めたいと思っておりますがよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○道奥会長            御異議がないようでございますので、塩屋川と本庄川の河川整備基

本方針案について、まとめて事務局のほうから御説明をお願いします。

○幾田総合治水課計画班主査 兵庫県総合治水課の幾田と申します。よろしくお  
願います。こちらに座らせていただきます。

早速ですが、前方のスクリーンをごらんいただきたいと思います。

本日の説明の流れでございます。まず、前回の審議会でお諮りをいたしました塩  
屋川、本庄川の河川整備基本方針案のポイント、要点を簡単に御説明をいたしま  
す。その次に前回からの修正事項といたしまして、前回審議会で委員の皆様から  
いただいた御意見、そののちの事務局による追加調査、精査などによって前回の  
諮問をしたときから修正した内容というところを説明いたします。最後に御審議  
いただく際の参考といたしまして、2月に行っておりますパブリックコメントの  
結果、それから津波対策として建設予定の水門の概要について御報告をいたしま  
す。

それでは、まず引き続きまして前方のスクリーンで御説明いたします。前回の河  
川整備基本方針のポイントでございます。大きく6点ございます。お手元少し暗  
いですが、資料といたしましてはお配りしております2つのファイルの一番上の  
資料1-1、資料2-1がそれに該当いたします。前方のスクリーンで6点ほど  
要点を御説明いたします。

まず1点目、塩屋川、本庄川につきましては先ほどの挨拶にもありましたように、  
淡路島南部に位置しまして、隣接して流れる水系でございます。2点目としまし  
ては、流域の大半を農地と山林が占めておりまして、特に農地では大部分に圃場  
整備がなされており、その中でもお米、タマネギ、レタスといった作物を一年中  
通じて栽培をする三毛作によりまして、生産性の高い農業が営まれている地域で  
もございます。それから、3点目、河口付近は県のレッドデータブック生態系の  
Aランクに指定された干潟がございまして、そこでは貴重種とされる動植物も幾  
つか確認をしております。それから4点目、本庄川の上流ですけれども、水道用

水、かんがい、治水の三つの目的を持った本庄川ダムがありまして、今回の本庄川の基本方針ではこのダムの治水効果量を考慮するとともに、ダム管理者、同じ兵庫県でございますがその管理者と連携を図っていく旨を記載しております。それから、5点目津波対策でございます。これも先ほど冒頭の御挨拶でもありましたように、この地域は津波対策が急務となっております。兵庫県の「津波防災インフラ整備5箇年計画」の中で重点整備地区の一地区に位置づけておりまして、基本方針においてもこの津波対策の必要性についても記載をしております。それから最後6番目、その津波だけではなくて大雨による洪水対策についても計画規模をおおむね50年に1回発生する洪水を安全に流すことを目標といたしまして所定の手法によって計画高水流量を設定しております。

以上が簡単ではございますが、基本方針の大きなポイントでございます。

次は、それを踏まえまして前回からの修正事項でございます。ここからはお手元の資料により御説明をいたします。

資料1-6、A4の横の資料をごらんください。

まず、この資料の見方ですけれども、修正前の内容、前回お諮りをしました審議会の内容を左側に、右側に今回の修正案、そして一番右の列にはその修正理由を記載してございます。一番左の網かけの数字はこの対照表の中での通し番号、その右側は該当資料のページ数となっております。

まず、全体を通じまして修正の理由ですけれども、一番右の列ですが大きく4点ございます。まず1点目、前回審議会で委員の皆様からいただいた御意見を踏まえた修正、それから2点目、新たな情報の追加や時点修正といった情報の更新、3点目、よりわかりやすくするための文言修正など、最後4点目は誤りがございました箇所の訂正、この大きく四つの視点から修正をしております。

本日は特にその中の二つ、委員意見による修正、それから情報の更新、この二点を中心に御説明をいたしたいと思っております。

まず、その資料の1ページ目でございます。基本方針、本文の修正です。全部で4カ所ございます。修正後の内容につきましては資料1-1、水色のファイルの資料1-1でございます。あわせてごらんいただけたらと思います。前方のスクリーンにも1-1の該当箇所を映しております。

まず、表の一番左の数字の1番でございますが、環境に係る情報の更新といたしまして、審議会前後、冬から春先に行った現地調査を踏まえまして、新たに確認した種の数などの修正をしております。

それから2番目、流域に関する歴史文化の記述でございます。文化財の所在地をあらわす表現に誤りがございましたので、そのところを修正しております。

それから3点目、委員意見による修正でございます。資料1-1の4ページの最後の行から5ページにわたってのところでございますが、前回、委員からは総合治水の記載について別途項目を設けた上で記載をしないのかという確認の御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、前回審議会の場で事務局からの回答といたしましては、洪水、津波などによる災害の発生の防止または軽減に関する事項の中に総合治水の柱である減災対策、流域対策を具体事例とともに記載をしております、総合治水の考え方というものはこのところに溶け込ませているという旨の御説明を申し上げましたけれども、委員意見を踏まえまして総合治水の理念であるということがより明確にわかるように従前の案に対しまして総合治水の取り組みというキーワードを追記し、その旨を強調したところでございます。それが3番目でございます。

4番目、資料1-6に戻りまして、2ページ目でございます。河川環境の整備と保全に関する事項の修正です。河川改修を行う旨の配慮事項に関する記載のところですが、現地調査や環境に関する分析などを通じて見えてきた流域の特徴というものを具体的に追記をしております。この環境の分析に関する内容につきましては後ほど改めて御説明をいたします。

以上が、基本方針案本文の修正案でございます。

5番以降は今御説明をしました本文の根拠資料としてつけております資料の修正でございます。

5番から9番、4ページの9番までは、流域及び河川の概要に関する資料の修正でございます。ファイル中の資料としましては、資料1-2がそれに該当いたします。ここにつきましては誤記の訂正、情報の更新などを行っております。特に4ページ目の9番では、河口部での河川利用に関する情報を追加するなどをしております。

次5ページ目にまいります。治水に関する資料の修正でございます。ここにつきましては、従来からの考え方の変更というものではなくて、その根拠をより明確に示すような視点から修正をしております。

それから6ページ目、利水に関する資料の修正です。資料1-4の利水に関する資料の修正でございます。これも時点修正など同様の修正を加えてございます。

続きまして7ページ目、ここからは環境に関する資料の修正です。資料1-6、7ページ目の15番以降でございます。この15番から11ページの20番までは、先ほど本文の修正と同様、冬から春先にかけて実施をいたしました現地調査結果を踏まえた修正が主たる内容となっております。詳細は割愛をしますが、例えば7ページの17番の鳥類に関しましては冬の調査でミサゴ、ノスリといった5種の貴重種を確認したことや餌をとるために河川の水辺を利用している実態など、現地調査結果の考察をより具体的に記載をしております。18番の両生類、19番の魚類、それから20番の底生動物、このあたりも同様でございます。

最後11ページの21番でございます。前回審議会では、環境に関しまして現地調査結果をお示しする程度に努めておりまして、委員から河口部の干潟の重要性に関する御指摘をはじめまして、その他環境に関する具体的な検討内容を示すよ

う御意見をいただいたところでございます。このたび通年の現地調査結果も終わりました、その検討材料が整ったことから新たにその考察や分析に関する資料を今回追加をしてございます。

ここから別の資料でその概要を御説明をしたいと思います。

水色のファイルの中の資料1-5、環境に関する資料をごらんください。

表紙の裏側、目次をまず見ていただきたいのですが、今回追加をしましたところは4番の生態系、それから6番の検討シート各種でございます。

まず21ページをお開きください。今回の修正で新たに加えた項目「生態系」のところでございます。下流域、中流域、上流域の各環境に関する特徴と動植物の生息、生育の場としてのかかわりやつながりといったところを捉えまして、「生態系」というくくりで記載をしてございます。ここが新たに加えたところがございます。

次に23ページ目以降の検討シートですが、まず23ページは調査の際に参考とした文献の一覧を整理して記載をしております。それから、25ページは、その現地調査の実施日などの一覧表、続いて26ページからは環境の専門家や地域の住民の方へヒアリングした結果というものを取りまとめております。それが31ページまで続きます。

それから32ページからは河道、川の流れの過去からの移り変わりというものを時系列に並べたもので、33ページ下流域、34ページ、35ページが中流域、36ページが上流域となっております。33ページの河口付近の港湾の整備、それから全体に通じまして流域内の圃場整備の進展というところは過去から見られますけれども、基本的には流域内の土地利用というものは大きく変わっていないというのがおわかりいただけるかなと思います。

続きまして37ページは、その河口付近における風景、昭和40年代と現在の比較をしたものを上下に並べております。

それから38ページでございます。ここは河川環境に加えまして、それに関連します河床の勾配などの塩屋川に関する特性を縦断的に整理した資料でございます。

それから、39ページはそれらを下流、中流、上流ごとにもう少し細かく分けましてそれぞれ動植物の各利用状況、生息、生育の状況といったところを観点から整理をしたものでございます。

それから42ページはさらに今申し上げましたところを図示、写真と横断図、イラストを用いまして図示するとともに、保全するための配慮事項というものを一番下の欄に記載をしてまとめております。

それから45ページは今御説明しました内容を最後1枚の表形式として総括的にまとめたところがございます。簡単に要点を御説明いたしますと、左から塩屋川の下流域につきましては感潮区間や干潟、またそれらを生息、生育の場として利用する動植物のかかわりを踏まえまして保全すべき環境としては河口干潟を挙げまして、河床掘削工事をする場合にもその消失を最小限にとどめることなどを記載しております。

次に中ほど中流域でございますが、連続して設置された堰で、流水域と湛水域が交互にあらわれるといった特徴がございます。それらの生み出す瀬や淵、水際といった環境を保全すべき対象としてここでは挙げております。

最後右側の上流域、ここにつきましては川幅も狭く流量も非常に少ない状況ではありますけれども、中流域同様、ドジョウやメダカといった水田環境との結びつきが深い種が生息をしております。中流域同様その生育場を保全するなどの視点を記載しております。

最後46ページは、平面図上に今説明をしました河道内の植生や環境の配慮事項といったところを横断図とともに整理をした資料でございます。46ページ目以降でございます。

以上が環境も含めまして塩屋川に関して修正した点、それから追加した点でござ

います。

続いて本庄川について御説明をいたします。

今度は黄色のファイルをごらんください。それからA4の横の資料2-6の対照表をごらんください。よろしいでしょうか。

修正の理由や趣旨については塩屋川とほとんど同じですのでそれ以外、本庄川のみに係る修正のうち、主だったところを御説明をしたいと思います。

まず資料2-6の6ページ目でございますが、治水に関する資料の修正でございます。前回の環境に関する委員の御発言を踏まえまして、本庄川の下流域についてのみ計画高水位と川幅を若干見直しております。手元の資料と合わせまして前方のスクリーンで少し詳しく御説明をいたします。

本庄川の河口付近の図面を今前方に映してございます。オレンジ色に着色した箇所が今回環境の中でポイントとしております干潟でございます。海に近い河口付近だけではなくてもう少し上流、本庄川橋付近まで干潟が点在している状況にあります。先般の現地調査で見ていただいたところでございます。

こういったことを勘案いたしまして、干潟を消失させるような河床掘削を回避いたしまして、逆に堤防の高さを上げることで川の断面積を確保する方法が適当であると判断いたしまして、当初案から約70センチメートル上方に計画高水位のラインを上げまして、現況の河床の高さを変えない、つまり河床を掘り下げない計画にこのたびの修正案では見直しております。なお、見直しに当たりましては現在かかっている橋梁の桁の高さであるとか、それより上流区間との河床勾配のすりつけなどの確認をしております。治水の見直しについては以上でございます。

再度お手元の資料2-6をごらんください。6ページでございます。今御説明した13番以降から環境の追加の項目に至るまで、基本的には塩屋川同様の修正を行っております。

最後12ページ、環境の取りまとめのところを簡単に御説明いたします。

ここで再度オレンジ色のファイル、資料 2 - 5 をごらんください。

資料 2 - 5 の 5 2 ページ、最後のほうの総括の A 4 の資料でございますが、そちらをごらんください。

本庄川の環境については、下流域の干潟、中流域の堰が生み出す湛水域といった点は塩屋川と似通った環境でございます。一番右、上流域については塩屋川にはなかった山間部の溪谷となっておりますので、その中で河道を覆っている樹林ですとか水の中の転石など、こういった溪流を特徴づけるような環境を呈しているというようなところで記載をしてまとめております。

簡単ではありますが、本庄川に関する主な修正点、追加箇所については以上でございます。

次に、参考までにパブリックコメント、それから津波対策として建設予定の水門の概要について簡単に御報告をさせていただきます。

資料 1 - 7 をごらんください。水色のファイルにとじております、資料 1 - 7 でございます。

次のページをめくっていただきまして、パブリックコメントのところですが、平成 26 年 2 月 12 日から 2 週間、2 月 25 日までの期間に塩屋川と本庄川と一括して県民意見の募集を行いました。その結果、1 名の方から四つの意見を頂戴をいたしております。表の左側がその御意見、右の列がそれに対しての県の考え方でございます。簡単に御紹介をしたいと思います。

まず一点目、東南海地震による津波を心配する御意見がございます。それにつきましては右側、冒頭来申し上げております「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」ですとか今後策定をしてまいります河川整備計画に基づき、水門を建設するということをお示しをしております。

それから二点目の御意見、大雨による川の増水と家屋への浸水被害を心配される御意見でございますが、これにつきましても右側、このたびの基本方針では計画

規模の洪水が堤防を越えることはないよう、計画高水や川幅などを設定した上で、河川工事をする箇所については背後の土地利用状況などを勘案しながら河川整備計画において検討する旨を回答としております。

それから3点目、内水被害対策に関する御要望でございます。一番下のところですが、それにつきましては右側、内水被害の著しい地域においては南あわじ市をはじめとする関係機関と連携、調整を図りつつ、必要な対策を実施することとし、基本方針にもその点を明記してございます。

最後裏面になりますけれども、堤防の老朽化に対する現況の把握や修繕などに関する御意見でございます。河川堤防の維持管理については、背後の土地利用状況などに応じ大きな出水があった後に定期、不定期の点検を行いまして状況を把握しております。その上で緊急度に応じて修繕などを随時実施しますという考え方をここではお示ししております。

以上がパブリックコメントの結果でございます。

最後、津波対策として水門の概要を御説明いたします。

A4、1枚ものの資料をごらんください。右上に参考資料と書いた資料でございます。津波対策（水門の概要）についてという1枚ものの資料をごらんください。

前回の2月の審議会、また先般5月の現地調査の際に御説明した内容と基本的には同じでございます。今回の地域では冒頭の局長の御挨拶にもありましたように、予想されている津波被害の特徴としては、津波の河川遡上による堤防からの越流などによって一帯が浸水するということが、それに対しまして整備対策目標としてレベル1の津波、この地区の代表地点での津波高5.8メートルとしておりますけれども、そのレベル1の津波が河川を遡上することを防ぐため、河口に水門の設置をいたします。その資料の下には、設置箇所のほか水門イメージ図を幾つかつけてございます。なお、一番下の黄色の枠囲みのところですが、今回御審議をいただきます河川整備基本方針では、津波対策の必要性のみを記載するも

のでございまして、この水門については基本方針策定後に策定をいたします河川整備計画において位置づけるとともにその構造や操作方法などの詳細についてはさらに検討を今後深めていくといたしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○道奥会長            どうもありがとうございました。それでは、以上につきまして何か御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いします。

なお、この会議では速記を入れておりますので、御発言の際にはまずお名前を言っていただきましてその上で御意見をいただきますようお願いいたします。

どうぞ。はい、お願いします。

○藤村様            近畿地方整備局の藤村です。よろしくお願いします。

説明の中で、本庄川の治水の関係で計画高水位を変えられているというところがあったんですけども、環境の関係で河床掘削はしないというのは理解はできるんですけども、その代替でやる場合、ふつう計画高水位を変えずに川幅を変えるなりなんなりということで、できるだけ計画高水位が上がらないようにするという事なんですけれども、現地、干潟があったところということだと、右岸側のほうはかなり山があるので、例えばそちら側に川幅を広げるということで計画高水位が上がらないようにするとかという、そういう対策は、細かな検討は多分整備計画の中でやるんだと思うんですけども、基本的に計画高水位が上がるということはリスクが高くなるということと、それから内水対策も必要になってくるということなので、その辺の検討がどういうふうにされているのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○道奥会長            はい、事務局お願いできますでしょうか。

○幾田総合治水課計画班主査            はい、ありがとうございます。計画高水位、計画高水位の見直しにつきましては、川幅をまず広げるという御意見をいただきましたけれども、現地をごらんいただいたように橋梁が幾つかかかってございますの

で、そのあたりも勘案しております。環境という視点を加え、概算で費用比較を行った上で堤防のかさ上げ、これが最も最適だということです。川幅を広げるよりも多少、御指摘のように水位を上げることによる治水上のリスクというものは当然上がります。

それから、当然内水についても従来よりも排除という意味では不利になるのは水位を上げる以上違いはないんですけれども、従来からここ一帯農地にして、ポンプ排水を行っている地域でありますので、そういう点からも新たな内水被害を拡大するというような方向にはないというふうには考えております。

○道奥会長           治水の原則という立場から御意見をいただいたところでございますが、藤村さん、いかがでしょうか。

○藤村様           橋梁があるのでということなんですけれども、現地を見せていただくと、右岸側は山なので、そちら側をかなり掘り込むことで大分対応できるのかなというイメージがあったので、安いのもかもしれないんですけれども、原則的に上げないほうがダメージのポテンシャルも大分時間がかかるのかなと思うんですけれども。

○道奥会長           山つきの部分を最大限利用したような拡幅方法の改修の考え方と、それからこの原案との比較論かと思いますが、治水原則に立ち戻りますと今委員からの御意見があったとおりにかと思いますが、それを事務局のほうは当然それも含めて御検討いただいたと思いますが、主に橋梁かけかえ等について少し障害が大きかったと、そういうことでございませうか。ちょっとそれに関して私も聞きたかったんですけれども、計画高水位を上げて橋梁かけかえは必要ないということでしょうか。確認されたということでしたら。

○平井総合治水課計画班班長           基本方針レベル上は橋梁につきまして計画高水位を上げたときに、いわゆる余裕高というのがとれません。という意味で将来的なかけかえというのは生じてきます。ただ、今の計画高水位、全ての地点の余裕高

がとれないというところではあるんですが、いわゆる幾らかの余裕高が依然としてあるということ、それから上流側に農地防災ダムがございまして流木等そういったものが流れてくる危険性というのは少ないということからも勘案しまして、橋梁のかけかえというのは将来的な橋梁の老朽対策とあわせた対応になるというふうに考えております。

○道奥会長 藤村さん、いかがでしょうか。

○藤村様 今回の御説明だと余計にわからなくなったような気がするんです。余裕高があって、計画高水位が上がって、もう大丈夫なのでそちらのほうが有利だというんだったら理解できるんですけども、どちらにしてもかけかえるのであれば、川幅を広げたほうが本来の形かなというふうに思うんですけども。

○道奥会長 そのあたりはいかがでしょうか。高くしてかけかえの場合とそれから川幅を広げてかけかえの場合は高くしてかけかえの場合はアプローチも含まれてきますよね。その辺を含めてもかさ上げのほうが経済的であったという、そういうことなのでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

○幾田総合治水課計画班主査 その、複数パターンでの詳細な経済性の検討比較というのは、正直行ってはおりませんが、会長のおっしゃるように当然橋梁をかけかえるということをもっても二つの案では当然アプローチ、取りつけの道路の影響なんかも含めますと、川幅を広げるというほうが圧倒的に工事の規模は大きくなります。そこは治水上のベストな形を定めるのが基本方針であるべきなんですけれども、今回その余裕高、橋梁の桁に水位が直接当たるわけではございません。したがって堤防のかさ上げで大きな矛盾はないというふうに考えたところでございます。

○道奥会長 最初の御説明は橋梁がという御説明が中心でございましたけれども、今のお話ですといろいろと拡幅の場合は用地買収も当然ありきでしょうけれども、そういうことも総合的に考えてかさ上げのほうがかなり有利であるという、そう

いう御説明ですね。

藤村委員、いかがでしょうか。

○藤村様 用地の話は堤防かさ上げでも多分要るんだと思いますね、上がると堤防、橋梁含めてね。かさ上げするほうがいいという結論にあんまり多分ならないというか現地の状況を見ると、右岸が山なので左岸側で広げるとなると農地をずっとしてというような話になるんですけれども、そういう工夫が何かできそうなところだったので、そういう検討までしてやられたのかなとちょっと疑問に思ったということです。

○道奥会長 そのあたりは現地でどういうふうに御検討いただいたんでしょうか、それも含めて検討したという上での御説明と考えてよろしゅうございますでしょうか。

○平井総合治水課計画班班長 今、委員御指摘いただきましたが、山側への拡幅というところについてなんです、ちょっと図面が見にくいんですが現地調査でも見ていただきましたが、山の谷部に浄化センター等が張りついております。社会基盤施設が張りついております関係で、正直、検討はそちらをコントロールしておりまして、左岸側、田畑のほうの拡幅の検討をしておるという状態です。

○道奥会長 コントロール因子が地形だけじゃなしに、そういうインフラのほうでもあったらという、そういう御説明ですね。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。そのほか御意見ございませんでしょうか。

一つ一つの意見ではないんですけれども、主に環境調査に基づいてデータ更新をしていただいておりますが、こういうふうに種が何種とか数字が入ってきます、あるいは種の名前が入ってきたり、具体が入りますとその都度環境調査のたびに方針を書きかえないといけないみたいなそんな感じ、あるいは方針を一遍変えてつくられて、環境調査がその後進んだ後、データは更新されているんだけども方針はしばらくそのままになったりだとか、そのあたりが参考資料で済むもので

あれば、むしろそっちのほうに書いていただいて、もちろん方針の本文にあったほうがわかりやすいという意見もあるのかもわかりませんが、本文の1ページ目に情報が全てあったほうがわかりやすいよというお話なのかも知れませんが、基本方針というもともとの公正文書の性質を考えますと、そういう具体的なデータはあんまり書かないほうがフットワークがいいのかなというふうに思ったりもするんですけども、そのあたりがいかがでしょう。今までもこういうふうにデータ更新されたら基本方針の本文そのものも、その時点での最新データでアップデートされたということなのではないでしょうか。

○浅見委員           今の点に関しまして、今の道奥会長の方針そのものは資料1、2-1とかそれから1-1といったものを指しているというふうに理解してこれからの返事をしてよろしいですか。それとも、資料2から2のほうの環境のあたりですけれども2のほうも含めて整備方針の本文というふうに伺っていいのか、そこを確認してからお返事をいただければと思います。

○道奥会長           私が言いましたのは、本文です。

○幾田総合治水課計画班主査           まず、浅見委員の御指摘のところの確認ですけれども、本文といいますのは資料1-1、それから本庄川につきまして2-1、これがいわゆる河川法上に定められた基本方針の本文ということでございます。その上で道奥会長におっしゃっていただいたところなんですけれども、このフットワークを重視するか、その一方で極力本文にわかりやすい情報をできるだけ詳しく載せるかというところのバランスというのは、非常に我々も苦慮しているところではありますけれども、今回の環境の情報につきましては、この方針を検討する、策定する時点での最新状況を把握した上で記載をしているということで、この後に新たな情報が策定後に加わったとしてもその結果、一番最後に定めています川の流量ですとか川幅を変えるほどの要因でなければ、そこは基本方針の内容を再度見直すというところではないかなというふうには考えております。

○浅見委員　　まず、修正いただいたところにつきまして、随分生態系についてはかなりわかりやすくなったかなと思っています。そもそも生物のほうは調査がまだ終わっていない段階での前年度の諮問、この審議の場に持ち込まれてきたわけですから、その意味でデータが更新されるのは当然かなというふうには思います。

それと、あともう1点、本文に種名を書くかどうかということなんですが、その川を代表する生き物、その川のそれぞれの区間、河口域だとか中流域、上流域、それぞれを代表する生きものというのはよっぽどすごい、例えばトキが出てきたとかコウノトリが出てきたとか言わない限りはさほど変わらないものだと思いますので、その部分を具体的な種名を用いてどのような生き物がいてる川なのかというものがイメージできるような文章にするということは非常に重要なことだと思います。

例えば、道奥会長が副委員長をされていた揖保川ですと、例えばカワラハハコなどの河原固有の植物が生育する丸石河原やあるいは河口のあたりですとハクセンシオマネキやハマサジなどが生育する河口干潟については生活史を保つように環境確保できるように、これが整備方針のほうに書かれておりますし、これ確か道奥会長がかかわっていらっしゃったと思いますが、加古川の基本方針でも上流のオオサンショウウオの生息地となっている溪流、それから中流域ですとアブラボテ、イチモンジタナゴなどの水際、ワンド、たまり、干潮域ではエドハゼ、クボハゼなどといった形で固有の種名を入れることによって、緩流性の生き物がいてる加古川ならではの環境だとか、ハゼ類のいてる河口干潟があるんだとかいったことがイメージできるようにしている、あるいは揖保川なんかですと丸石の河原があるんだなどイメージできるようにしている。県の管理河川内でも、武庫川につきましては、例えば上流の緩流性なんかですと、タナゴ類、ナベブタムシなどを含む全県的にも極めて多様性の高い場所であるから緩やかな流れを保全しなさいといったようなことが方針のほうに書かれています。

こういったことは、例えば国のほうの河川整備基本方針検討小委員会のほうでも河川ごとの特徴的な事柄は極力特筆するように努めるということを明記されておりますので、ぱらぱら変わるといのは困りますが、大まかなところでその河川の特徴があるいはその河川の区間ごとの特徴がわかるような種名なり環境なりといったものはしっかりと明記するべきだと思います。その意味で、若干まだ今回の分ですと、干潟がいかにかん局的にAランクであって、その干潟を保全するといったことが明記されていない点が、もう少し特筆していただきたいかなとは思いますが。

○道奥会長            ありがとうございます。今いただいた御意見は全く私も同感で、全く同じですけれども、私が言いたかった意見は、そうじゃなくて基本方針とか、多分向こう何十年の話と、それから環境調査のたびに数に変動するようなものと、全然時間スケールがマッチしていないんです。ですから、そういうのまで含めて言うべきかどうか。今おっしゃった御意見の中での河川の環境を代表するようなもの、これは多分向こう何十年変わらないような環境要素が整っているんで、それは書いていただくべきだろうと思います。今回の修正を見ますと、今回の調査で種が二つが三つになったりとか数に変動していますので、そういったものは変動することが懸念されるようなことはむしろ参考資料のほうになじむのかなというふうに、そういう趣旨で申し上げました。環境要素については、できるだけその河川の特徴を記載、代表するようなものは記載すべきであるというところは全く同感でございます。

ちょっと違いますかね、はい、どうぞ。

○浅見委員            済みません、種数のことを申し上げるのを忘れていました。その点に関しては道奥会長と全く同じで、種数これこれと挙げて、ああ、なるほどな目は何種あってと感動する方はかなりマニアックな方以外にはいらっしゃらないと思うんです。その種数の中には、例えば希少種も含まれていれば普通種も含ま

れている、そして外来種も含まれている。そんないいものも悪いものも含めた指数をそれも分類群ごとに挙げることにあまり意味はないと思うんです。それよりもどういったものがあるかといったことを書かれたほうが。もし定量的に書かれるのであれば、在来種あるいは希少種は何種なので、それは少なくとも減らさないようにしようとかいう、定量評価のほうにつなげていかれたほうがいいかと思います。それは基本方針でなくても整備計画のほうで定量的に評価していただければと思います。

○道奥会長            ちょっと事務局のほうから考え方を。

○服部総合治水課長            貴重な御意見をありがとうございます。今、例えばスクリーンのほうで、これは塩屋川。今、会長から御指摘いただきました、例えば「哺乳類はイタチ科など3目3科3種が確認されており」という、この具体の数字ですね、こちらの表現につきましては消す方向で修正をさせていただきたいと思えます。

浅見委員からの御指摘のありました干潟のことは、塩屋川のほうでいきましたら3ページのところに書かせていただいておりますけれども、干潟そのものということの希少価値ということは少し書くような形で修正をさせていただきたいと思えます。

○道奥会長            この件に関してほかに御意見はございますでしょうか。

もしないようでしたら、これについては一段落させていただきます。

○浅見委員            今、申し上げましたのは、例えば資料2-1の3ページに生態系のことなどが書かれていると言いましたが、今ちらちらと何河川か事例を挙げました、それらは概要に書かれている文章ではなく、目次でいいますと基本方針、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針のところ干潟を保全するあるいは中流域の緩い流れを保全する、溪谷もサツキの生える溪流を保全するといったようなことが書かれております。今お答えにありました3ページのほうですと、概要

としてすばらしい生態系がありますよということになります。それをじゃあ今後どう守っていかなきゃならないといったようなことが書かれる、後ろの4ページ以降のほうへの記述が必要じゃないかというのが私の意見です。

○服部総合治水課長 失礼いたしました。本庄川のほうでいきましたら、黄色のほうの資料2-1ですが、5ページ目のところ中段の「河川環境の整備と保全に関する事項」のところの、上から4行目で、「河川改修を行う際には、河口付近の干潟や水田環境云々」というのがありまして、「これらの流域の特性を踏まえ、河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全と創出に努める」という形で記載をさせていただいておりますが。

○浅見委員 済みません、浅見です。細かな表現に入ってしまったて申しわけないんですが、例えば多様な動植物が生育できるというのは、兵庫の川づくりの基本方針だと思うんです。これを踏まえて例えば本庄川ですと、河口の生態系に相当する干潟、本庄川を代表とする河口干潟を保全していくということならこの川の特徴というのがよくわかると思うんですが。

河口干潟やあるいは河川管理者の直接の管理範囲外の水田環境もひっくるめた特性を踏まえてもっと大きな兵庫全体のスケールの多様な動植物の保全、創出に努めるというふうに、だんだん広がっていつている表現になっている。

済みません、細かで申しわけないんですが、このところに例えばハクセンシオマネキだとかカニ類ですと、満潮時にも常に冠水しているようなところにいるオサガニから、それからアシハラガニという満潮時にずっと出ているところ、寄せ浜のところまでカニ類全ていてますので、そういった多様なカニ類だとかがいてる環境というのがイメージできる、そういった表現にすることでこの兵庫県が誇る生態系Aランクというものがみんなにわかっていただけて、あと10年後、20年後の河川管理者がこれを見たとき、ああ、干潟は少なくとも河口においては

守らなきゃいけないんだという思いに至るようなそういった表現にしていだければと思います。

○道奥会長 浅見委員がおっしゃっている意見を全部聞いていますと、恐らく全くそのとおりで、全部基本方針に含まれるべき普遍的なものであって、その河川の特徴を捉える普遍的なことは必ず記載すると。多分向こう何十年変わるべきでない、そういう河川環境因子に関する御意見ばかりだと私も思います。

要するに時点修正が必要ない記載にしたほうがいいでしょという、そういうことを私は最初に申し上げたかったわけでございまして、恐らく今おっしゃっていただいた意見は全部、普遍的に方針に入ってくる内容だと思います。ころころ変わる環境ではございませるので、そのあたりは区別していただいて、方針の中で、もう多分はっきりと分けられると思いますので、方針に入るべき内容と、入ってきてそれこそ具体はあったほうがいんですけれども、その数まで恐らく調査する人によっても変わるような、そういうものまで方針の中に入れる必要はないんじゃないかというふうに私は思います。

はい、お願いします。

○吉田委員 今、浅見委員が御説明くださった中で、Aランクの干潟というふうな表現があったんですけれども、そういう表現の仕方は非常に一般的なものなのでしょうか。とっても具体的でその一言で、すごいここはいい干潟やねんということができるような言葉だと思います。私も道奥会長がおっしゃるように個別の幾つかという、私この資料を見せていただいて、すごい資料だなと思って、これが例えば何年後かにまた調査があって、そのときにこれだけの種類の動植物があるかどうかという調査というのは一体どんなふうにされるのかなという、素朴な疑問を持ったわけですね。そのときに、この河川がどんなふうに評価されて、その後守っていくのがどういうふうになるのかなというふうに思ったんですが、それもこれも全部ここが非常にすばらしい干潟であるということに基づいている

かと思うんですね。ですから、さっきおっしゃったAランクというふうな表現が、もしこういう文言を残してもいいような表現であるならば、とっても具体的で全てを含めていろんな方々にわかるような表現ではないかなというふうな感想をいたしますので、もし構わなければそういう表現も入れていただくことによって非常にわかりやすくなるかなというふうに思いました。

○道奥会長           ありがとうございます。そうしたら、わかりやすさとぶれのなさ、これを基本方針の一つの、それこそ方針にさせていただいて、内容はそれほど大きく変わらないと思うんですけれども、ちょっとディテールに入る修正になると思いますので、後で私のほうで確認をいたしますけれども、特に環境系につきましては浅見先生にも一度お目通しをいただいたほうが確実かなというふうに思いますので、ちょっとそういう修正をさせていただくことにいたしましょうか。

そのほかいかがでしょうか。

上流、中流、下流という言葉がふつうに出てくるんですけれども、環境を語る場合に上流、中流、下流というのは、私すごく違和感があって、河川によってはいわゆる河川地形学的には中流がない河川もありますでしょうし、本当は環境と連動するのは河川地形学ですよ、というふうに思っています。

ただ、セグメント幾らだという基本方針に書いてしまうと誰もわからなくなりますので、その辺が悩ましいところですが、上流、中流、下流というのは、本当に曖昧な言い方だなというふうに思うんですけれども。ちょっとどう直せということはございませんけれども、河川によって上流、中流がそろっている河川、ここは多分上流、中流、下流があると思うんですけれどもね。全然そろっていない河川もあるでしょうね。上流、中流、下流というのはあくまで幾何学的な言い方だと思いますね。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

はい、お願いします。

○上野委員 県議会の上野です。少し、文言じゃなくて書かれていることの確認がちょっと、現状の確認をさせていただきたいんですがよろしいですか。

○道奥会長 はい、お願いします。

○上野委員 この5ページのところの河川の維持管理と、それから8ページのところの4番の主要な地点による流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項の項なんですけど、小規模河川やから大丈夫なんかなと思ったりはするんですが、一つはこの資料の中で写真を見ていたら大体いけるかなというふうには思うんですが、堰とか頭首工が水位の上昇の原因になっている部分がほかの河川ではたびたびあるんですが、ここの河川断面を見る限りでは大丈夫かなというふうに思うんですが、その確認が一点と、それからもう一つは5ページのところ、「除草やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理については、沿線住民の参画と協働をより推進し」と、これは尤ものことで、ここを目指していかなあかんと思うんですが、小規模河川だからこれも可能かなというふうに思うんですが、私の近くの市川なんかで見ますと、とてもじゃないけれども住民の協働参画で、できないような状況に至っている部分が多いんです。これらの点についてこの部分が大丈夫なのかどうかということ2点について、教えてください。

○道奥会長 ありがとうございます。流量の話ですね、それから維持管理の2点で御質問されてました。

○幾田総合治水課計画班主査 まず、治水の堰に関する御意見ですけれども、これは治水の参考資料につけておりました、結論から申し上げますと、堰で湛水域ができますので、当然水位上昇という意味では不利に働くのは事実でして、そういったところも全体を見渡しますとございます。それが治水の資料の中に書いております、52ページです。

今申し上げますのは、水色のファイル、塩屋川の資料1-3、52ページでございます。流下能力図をお示ししておるところでございまして、例えばそのグ

ラフのちょうど中ほど、3,000メートル、3,000という数字、距離の数字を書いておるところの城の下橋というところが若干白い部分、流下能力が低いというようなあらわれになっておりますけれども、これがまさに委員がおっしゃっていただいたように堰が今ございまして、そこで若干洪水時には上昇はあるということでは相対的には流下能力は低くなっているという点がございまして。

それから2点目の維持管理につきまして、県民の参画と協働という視点も含めますと、今回の塩屋川、本庄川どちらもそうなんですが、農業用水という意味で地域の皆様、河川とのかかわりが強いところでございますので、具体的に言いますと野菜を洗ったりですとか川においてそういう農作業の中で河川とかわるといいう意味では非常に地域に密着した川なのかなというのは私も何度か現地に足を運んで見ている光景でございますので、そういったところで都市型のかかわりでは正直ございませぬけれども、そういう地域の産業と密着したということで県民の参画と協働というところの施策の展開というのは可能かなというふうに考えております。

○上野委員 先ほど言われた3,000メートルのところですか、その部分の阻害要因になっている施設の改善については、もちろん占用工作物ですからなかなか県が立てるといふわけにはいかないと思うんですが、それらについて今後は管理者等含めて協議をするとかそういう方向はあるんですか。

○道奥会長 お願いできますか。

○平井総合治水課計画班班長 その点につきましては、今後策定します河川整備計画の中で検討をし、また管理者様とも協議、調整をしながら進めていくこととなります。

○上野委員 それからもう1点、小規模河川であるから協働と参画で十分にやっけていけるということで理解をしていいわけですね。

○道奥会長 いかがでしょうか。

○平井総合治水課計画班班長           この河川についてはそういうところでいけるというふうに考えております。既に地元の方の、川をふだんから利用されているというところをもございますので。

○道奥会長           よろしいですか。確認ですけれども、堰の部分につきましては流下能力が不足しているという位置づけを明確にさせていただいて、そこを何らかの形で整備をして進めていくと。そういう方針は基本方針の中に位置づけられているということでございますね。

それから、2番目の河川と人とのかかわりにつきましては、御指摘のように中小河川という、だからというそういう面がある地域もありましょうし、それから大河川でも河川と人とのつながりが非常に密接な河川、首都圏の河川なんかを見ても新川とかでもそうですけれども、非常に密接に関係しておりますよね。ですから河川本体の大きさとか、性質よりもむしろ河川とその地域、地域の風土も異常に依存するところがございますので、ですからどうかかわりをしてきたかという歴史風土なんかも大分大きな要素になっているのかなと思います。中小河川だからできる、できないということでも、どうもないんでしょうけれども、ここの地域の場合は農業という河川と人とのかかわりが非常に大きなつながりがあるという、そういうことですよね。そういうふうに理解していいのかなと思います。だから、今後の中小とか出てくることがあると思うんですけれども、中小でもできないところもあると思いますね。できないということではないんでしょうが、限りなく難しいところは地域よって出てくるかと思います。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

これは、意見ではないんですけれども、先ほど南海トラフ、河口の津波水門の御説明の中で、L1に対応してL1はくいとめるという御説明をいただいて、それがパブコメのほうでは必ずしもL1という言葉を使われずに御説明、御回答をされているので、多分御質問は南海トラフ地震に対してどうかという、そういう御

質問だったと思うんですけども、あそこでL1という言葉、L1は対応していますよという御回答をいただいてもよかったのかなというふうに、ちょっとふと思ったんですけども、県としてはそれを含んでいるという答え方なんでしょうけれども、聞いているほうにとっては、その言葉を中に含めて回答していただいたほうがわかりやすかったのかなというふうにちょっと思った次第でございます。

そのほか御意見ございませんでしょうか。

そうしましたら、浅見委員からも御意見ありましたし、私のほうもちょっと申し上げた部分がありまして、特に環境情報に関する記載の方法につきましては、基本方針のぶれにつながらないような記載にとどめていただくというか、とどめるというとまた情報を制圧するような言い方になっていきますけれども、むしろ不必要とは言いませんけれども、必要でない、方針をひずめるような形にならないような環境情報の記載はできるだけ入れていただいて、時点修正のように全く事務的な修正になってしまいますので、余り本質的な話ではなくなりますので、本質的でない情報はもう参考資料のほうにその都度時点修正のできる形で情報整理をいただいたらどうかというふうに思いますので、ちょっとそのあたりの基本方針本文の修正につきまして、もしよろしければ私のほうに預らせていただきまして、浅見委員にも見ていただきまして修正を、最終バージョンを作成いただくということでお認めいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、塩屋川水系とそれから本庄川水系の河川整備基本方針を、この原案をベースに認めたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○道奥会長            どうもありがとうございました。それでは、私と浅見委員のほうで修正を確認した上で答申させていただきます。

それでは、次は諮問案件でございます。

志筑川放水路の二級河川指定についてでございますが、本件につきましては当河

川審議会としての答申は二級河川指定の可否のみとなります。二級河川に指定するかどうかという、そういう御審議をいただくことになるわけですが、そこで本日は事務局からの説明をお聞きしまして、その後審議会としての答申についても本日中に議論、確定したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○道奥会長            それでは、御異議がないようですので、志筑川放水路につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○足立河川整備課事務班主幹            失礼します。河川整備課の事務班の足立でございます。

議題にあります二級河川の指定についての諮問について私のほうから説明させていただきます。

まず、お手元にお配りしております関係資料について簡単に説明させていただき、その後、前のスクリーンを用いて説明させていただきたいと思いますので、御了承をお願いいたします。座って説明させていただきます。

諮問文書でございます。諮問第18号、二級河川の指定について。各委員のお手元には写しを配付させていただいておりますが、河川法第5条第1項の規定により、別紙のとおり二級河川の指定を行いたいので、兵庫県河川審議会条例第2条第2号の規定により諮問します。平成26年6月2日、兵庫県知事・井戸敏三。

資料3をお開きください。二級河川志筑川放水路の新規指定(案)でございます。裏面に目次があり、1としまして二級河川指定等河川別総括表、2としまして二級河川等河川別調書、3としまして二級河川指定河川位置図、4としまして二級河川指定河川概要図です。

まず1ページが二級河川指定等河川別総括表です。今回、二級河川として指定しようとするのは現地調査においてごらんいただいた淡路市の志筑川放水路であり、指定理由の概要としては、床上浸水対策特別緊急事業の一環として着手しており

ました河川工事が概成し、今年度から通水予定となっているため、二級河川の指定をしようとするものです。

2 ページをお開きください。2 ページは二級河川指定等河川別調書です。河川名称が志筑川放水路、河川種別二級河川、河川延長750メートル、上流端は志筑川からの分派点、下流端は宝珠川への合流点です。指定等の理由ですが、二級河川志筑川水系志筑川は、流域面積5.33平方キロメートルの河川で、淡路市中田から市街地を流下し大阪湾に注いでいる。現川の下流部は人家が連担する市街地であるが、現況流下能力は計画流量の10%程度と極めて低く、平成16年10月の台風23号を初め、幾度もの床上浸水被害を生じている。このため、抜本的な治水対策が要請されてきたが、現川は住宅密集地を流れているため、河道拡幅による河川改修は非常に困難である。したがって、より効果的な洪水処理対策として上流部において、維持流量を除く全量を志筑川水系宝珠川へ放流することにより、改修困難な下流現川の流量負担を約7割軽減する放水路を計画したものである。このたび、平成26年度に工事が概成し、通水する予定であるため、これに先立ち二級河川に指定するものである。

流域内の概況等は調書のとおりでございます。

3 ページをお開きください。3 ページに位置図、右下のほうに小さい地図になっておりますが、淡路島の中ほど、大阪湾に面した水系です。今回指定しようとするのは、この位置図における黒い実線の部分となります。

4 ページには位置図の拡大図を概要図という形でつけさせていただいております。下流部の市街地の状況の概要と放水路の位置関係を示しております。

資料の説明は簡単ですが以上とします。

これから前のスクリーンを使って説明をさせていただきます。

まず、志筑川放水路のある志筑川水系について御説明させていただきます。志筑川はその源を兵庫県の淡路市旧津名町薄木地先の山頂に発して北進し、途中左支

川を合流した後、流下方向を真東に向け、志筑の町中を流下し、河口の直前で左支川の宝珠川を合流した後、津名港を経て瀬戸内海に注ぐ流域面積10.54平方キロメートル法河川延長7,190メートルの二級河川です。流域の土地利用は山地が約43%、水田が約50%を占めております。

次に河川改修の概要ですが、志筑川下流部の流下能力が低い区間は人家が連担することから、河道の拡幅や河床掘削による流下能力の増大は困難な状況でした。一方、宝珠川は現在の川幅を維持したままで河床掘削や護岸整備による流下能力の増加が可能です。このような状況から緑の大きな矢印で示しておりますとおり、志筑川の上流地点から宝珠川に向けて放水路を掘削しました。また、放水路の合流点から下流の宝珠川については、河床掘削や護岸整備などの改修工事を行っており、平成26年3月に完成しております。志筑川の計画規模は想定氾濫区域内の人口・資産を考慮し、50分の1としております。

次に航空写真です。この写真からも志筑川下流部に人家が連担していることが見てとれます。志筑川放水路は、市街地より上流の地点から宝珠川に向けて掘削しております。

次に志筑川の下流における浸水被害状況について説明いたします。平成15年から平成16年の3度にわたる浸水被害を受けており、平成17年度に河川整備計画を策定し、放水路整備に着手しております。特に平成16年10月の台風23号においては、床上浸水家屋143戸、床下浸水家屋131戸と甚大な被害が出ております。また、整備中の平成23年にも甚大な浸水被害を受けており、当該放水路の早期整備が望まれておりました。この図面は平成16年の浸水被害状況です。青で示されている部分が浸水した部分ですが、市街地が広い範囲にわたって浸水したことがわかります。特に茶色で示されている地点は浸水深が1メートルを超えており、甚大な被害が発生しております。また、平成23年の浸水範囲においてもほぼ同範囲で浸水被害が発生しております。

次に平成23年台風15号のときの浸水被害の写真です。これは淡路市道の中橋付近、橋梁部分の状況です。写真の奥に青の矢印で示しているのが志筑川です。この写真ではどこまでが河川か全くわからない状況になっております。次に平成23年、同じく台風15号の浸水被害の写真です。画面右側の青印が志筑川ですが、川があふれ並行する県道に浸水している状況が見てとれます。

次に通常時における志筑川下流の写真です。この写真で見えてとれるように、志筑川の下流は人家が近く、河道拡幅による改修は極めて困難な状況です。同じく志筑川下流部の写真です。志筑川の現況流下能力は全川を通して2分の1確立程度となっております。

次に、志筑川放水路の完成イメージです。赤の矢印で示しておりますとおり、これまで志筑川本川を流下していた水が放水路によって宝珠川に放水されます。次に通常時における志筑川放水路の分流施設のイメージです。志筑川本川に1カ所慣行水利があるため、一定流量について画面真ん中で表示されているオリフィスによって志筑川に流下させることとしております。

次に洪水時における志筑川放水路の分流施設のイメージです。志筑川増水分の流量を放水路へ流下します。河川管理用ゲートについては基本的には常時閉鎖しておりますが、放水路への流下量が90トン毎秒弱になりますと、放水路から志筑川へ横越流する仕組みになっており、その際、（90トン以上になる場合のみ）ゲート操作をすることとしております。

次に分流施設の整備状況の写真でございます。この写真の撮影時はまだ橋梁の下流部分が護岸工事中であったため、ゲートは開けている状態ですが、通常はゲートを閉鎖しております。

次に新設橋梁である県道の中田橋の整備写真です。この橋は県道志筑郡家線が通っております。次に放水路下流部の整備状況です。もともとは田んぼだった場所に放水路を整備しております。同様に下流部の整備状況の写真です。画面右側が

現地調査においてバスを停車した場所となっております。

最後ですが、放水路と宝珠川の合流部の整備状況です。放水路の工事は管理用の通路部の工事のみを残して終了しており、今月からの出水期にあわせて通水させることとしております。

以上をもちまして、志筑川放水路についての説明を終了させていただきます。当該放水路を二級河川として指定するに当たり、兵庫県河川審議会条例第2条第2項に基づき諮問させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○道奥会長            ありがとうございました。以上につきまして御意見、御質問をお願いいたします。

○二目様            近畿経済産業局の二目と申します、よろしくお願いいたします。

根本的なことが理解できていなくて、大変恐縮なんですけれども、二級河川に指定されることで、何か放水路から二級河川になるということで何か変わる部分というのはあるのでしょうか。

○道奥会長            答えていただけますでしょうか。

○足立河川整備課事務班主幹            法指定にすることによって、河川法の適用する河川として法秩序のもとに管理することになります。そのための指定でございます。

○二目様            河川管理者が兵庫県さんになられて、これからの的確に整備されていくという事ですが、法指定にすることで管理面において、何か、優遇でもないですけれども、良くなる部分があるというわけではなく、基本的にはそういうもの（放水路）を造ったら法指定して河川にするというものなんですか。

○足立河川整備課事務班主幹            根本的な話ですけれども、「河川」というのは「水の流れている部分」を指し、その河川が指定という行為によって、河川法が適用される河川になるということで、今回は水を流せる状況になるタイミングで、河川法の指定を行い、河川法の秩序のもとで管理していくということになります。

ですから、それまではある意味、工事現場だったという状況です。今後は河川法

の秩序のもとで適切に管理していくという状況になるということです。

○二目様            その「河川法の管理下に入る」ことを今回の審議でこれでいいですかと諮問するということでよろしいのでしょうか。

○足立河川整備課事務班主幹            はい、結構です。

○二目様            ありがとうございます。

○道奥会長            ちょっと説明が足りなかったような気がしますので私のほうから補足します。

今回工事が完了した「水が流れうる窪地」の工事現場を、河川法の管理下において、洪水処理も含めて河川管理者が管理をできるかどうかということが、この審議会の鍵になっていると、そういう理解でよろしいかと思えます。

ということで、あんまり難しくもないですよ。これはむしろほったらかしになりますと大変なことになりますので、選択肢はもたない、決まっているようにも思います。

何か御質問等ございませんでしょうか。放水路を造るということ自身はもう整備計画の、この工事をする前段階で決まっているところでございますので、あとはここでの手続ということに御理解いただければと思います。

河川法に縛られながら河川を管理するという、法治国家でございますので、ここでお認めいただきますと（放水路が）河川法管理下に入るとそういう件でございます。

ほかに、特によろしいですか。よろしいようでしたら、それでは志筑川放水路の二級河川指定につきましては、河川審議会として原案のとおり指定することが妥当というふうに答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○道奥会長            どうもありがとうございました。それでは、そのように答申することといたします。それでは、全体を通しまして何か、御意見、御質問はございま

すでしょうか。

はい、お願いします。

○藤村様 冒頭、本庄川の話をちょっとしたんですけれども、資料を見せていただいたら、橋梁の話で有利とかいう話で説明されていましたが、資料をよく見てみると、左岸側はほとんど計画高水位が上がっても現況の堤防の中でほとんど流れるような形なので、部分的にその余裕高相当を上げるぐらいで何とかいけるような感じになっていますので、それが有利ということによろしいですよ。確認だけです。

○道奥会長 確認ですが、それによろしゅうございますか。よく見ていただきましてありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。活発な御審議、御諮問等いただきまして、また貴重な御意見を賜りましてどうもありがとうございました。それでは、進行を司会者のほうにお返しいたします。

○片岡総合治水課副課長 道奥会長、ありがとうございました。

それでは、塩屋川水系及び本庄川水系の河川整備基本方針の本文の環境の修正につきまして道奥会長と浅見委員に御確認をいただくということによろしく願いたいと思います。また、その結果につきましては他の委員各位に御報告をさせていただきたいと思います。

本日はこれをもちまして審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、お手元の資料につきましては、そのまま机の上に置いていただきましたら後日お送りさせていただきますので、よろしく願います。どうぞお気をつけてお帰りください、ありがとうございました。

(閉会 午前 11 時 57 分)